

定 款

一般社団法人認定こども園連盟

令和 6年 3月 25日 定款認証

令和 6年 4月 1日 設立

一般社団法人認定こども園連盟定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人認定こども園連盟と称する。

(目的)

第 2 条 当法人は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育、並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するために必要な活動を行うと共に、会員相互の交流と協力を図り、幼児教育・保育・及び社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 認定こども園制度ならびに予算の拡充のために必要な活動
- (2) 研究会、研修会、講演会等の開催及び調査研究等の実施
- (3) 機関紙や研修資料等の発行・発売及び配布
- (4) 本法人会員園に所属する職員の福利厚生の充実のために必要な部会の創設及び運営
- (5) その他本会法人の目的達成のため必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の資格と種類)

第 5 条 当法人の会員とは、認定こども園若しくは認定こども園への移行を予定する関係者であって当法人の目的に賛同した施設長または団体の長とし、

次項以下の2種類とする。

- 2 正会員 会員のうち各都道府県の代表者等、または当法人の目的を達成するために必要な者の中で理事会によって承認された者をいい、この正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 賛助会員 2項の正会員以外で当会の目的に賛同した会員

（入会）

第 6 条 当法人の会員となるには、当法人所定の様式で申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

（会費の支払い義務）

第 7 条 会員は、会費を支払うものとし、その金額は総会の議決で定める。
本条の会費は一般法人法第 27 条の経費とする

（退会）

第 8 条 会員は、いつでも退会できる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に退会の申し出をしなければならない。

（除名）

第 9 条 当法人の会員が、当法人の名誉を棄損する、若しくは当法人の目的に反する行為をする、若しくは会員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由がある場合には、総会の決議により、その会員を除名できる。

（会員の資格の喪失）

第 10 条 会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 2年以上会費を滞納したとき
- (3) 施設・団体が消失または会員が死亡したとき

第3章 総会

（開催）

第 11 条 当法人の定時総会は、正会員によって構成され毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は必要に応じて招集する。またこの2

つの総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(招集)

第 12 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事である会長が招集する。

(議長)

第 13 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故若しくは支障があるときは、業務執行理事である副会長、若しくはあらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事が議長になる。

(議決権)

第 14 条 総会の議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 15 条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(議事録)

第 16 条 総会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の経過及び結果を記載し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して 10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第 4 章 理事及び理事会

(構成)

第 17 条 当法人には、理事会を設置する。

(員数)

第 18 条 当法人の理事は、3 名以上とする。

(任期)

第 19 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終事業年度に関する定時総会の終結時までとする。

(役員)

第 20 条 当法人は、理事の中から会長を 1 名置き、これを一般法人法の代表理事とする。

2 理事の中から 1 名以上の副会長を置く。

(招集)

第 21 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

(議長)

第 22 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議事録)

第 23 条 理事会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の流れ及び結果を記載し、議長及び出席した理事は議事録に署名若しくは記名押印をする。

第 5 章 監事

(構成)

第 24 条 当法人には、監事を設置する。

(員数)

第 25 条 当法人の監事は、1 名以上とする。

(任期)

第 26 条 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終事業年度に関する定時総会の終結時までとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第 27 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第 28 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産)

第 29 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似する事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第6章 支 部

(支部の設置)

第 30 条 当法人に支部を置く。

- 2 支部は各都道府県単位で1組織とする。
- 3 支部の承認は理事会において行う。
- 4 各支部は支部規定に基づき業務運営を行わなければならない。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第 31 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第 32 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりである。

設立時理事	宮崎 啓
設立時理事	崎村 英樹
設立時理事	池田 祥子
設立時理事	小笠原 文孝

設立時理事	山口 昌保
設立時理事	大橋 和久
設立時理事	勝田 芳孝
設立時理事	児玉 英一
設立時代表理事	宮崎 啓
設立時監事	草山 充

(設立時の社員の氏名及び住所)

第 33 条 当法人の設立時の社員の氏名又は住所は、次のとおりである。

住所	北海道旭川市神楽岡 1 2 条 5 丁目 4 番 2 0 号
設立時社員	宮崎 啓

住所	宮崎県串間市大字北方 7 3 6 3 番地
設立時社員	崎村 英樹

住所	群馬県太田市世良田町 3 1 1 9 番地 6
設立時社員	池田 祥子

(法令準の拠)

第 34 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人認定こども園連盟を設立するため、定款作成代理人である行政書士久野賢一郎は電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 6 年 月 日

設立時社員	宮崎 啓
-------	------

設立時社員	崎村 英樹
-------	-------

設立時社員	池田 祥子
-------	-------

上記定款作成代理人 行政書士 久野 賢一郎